

「ふるさとひょうご寄附金 寄附申出書 ～県立学校環境充実応援プロジェクト～」

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 あて

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

お名前 ふりがな \_\_\_\_\_ 出身県 \_\_\_\_\_

ご連絡先 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

本校の卒業生・生徒の保護者の方よろしければご記入ください。(任意)

\_\_\_\_\_回生・\_\_\_\_\_回生保護者

(ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。)

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

1 学校名 兵庫県立宝塚西高等学校

2 寄附金額 \_\_\_\_\_ 円

3 寄附金の活用事業 教育環境の充実(空調設備)

4 希望される納付方法 (以下のいずれかの番号に○をつけてください。)

	納付方法	手続き等について
1	納入通知書払い	寄附のお申出後にお送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口(兵庫県内の銀行であれば、原則可能です。)で納入してください。 なお、振込手数料は無料です。
2	学校窓口への持参	宝塚西高校 事務室へ持参ください。受付時間:平日9時~16時
3	現金書留払い	寄附申出書と共に、宝塚西高校へ郵送ください。 郵送料は寄附される方のご負担となります。
4	口座振込	寄附のお申出後に連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします。(ATM・インターネットバンキングからは不可。)振込手数料は寄附される方のご負担となります。
5	クレジットカード払い (Yahoo! 公金支払い)	5,000円以上の寄附からご利用いただけます。寄附のお申出後にクレジットカードによる納付に必要な「支払番号」と「確認番号」をお知らせしますので、「Yahoo! 公金支払い」から決済手続きをお願いします。

5 ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について (以下のどちらかに○をつけてください。)

特例制度を ( 利用する ・ 利用しない )

特例制度の利用を希望される方には、後日「ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書」を送付します。マイナンバー・氏名・生年月日または住所が確認できる書類の写しの添付が必要です。

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請することができます。確定申告義務者・確定申告を行う方、暦年(1月~12月)のうち5団体を超える地方自治体に寄附を行った方は、この制度を利用できません。現行どおり確定申告を通じて、控除を受けてください。制度の詳細は、兵庫県のホームページをご覧ください。

6 宝塚西高等学校への応援メッセージ・ご意見

(上記事業へのご寄附や学校に対する応援メッセージ・ご意見等ございましたら、お手数ですが下記にご記入下さい。)

## 「ふるさとひょうご寄附金」のメリット

「ふるさとひょうご寄附金」は、兵庫県版ふるさと納税です。ふるさと納税には、自分の選んだ自治体に寄附をされた場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除されるメリットがあります。(ただし、2,000円を越える部分が全額控除される寄附額には上限があります。寄附をされる方の給与収入や家族構成に応じて上限額が異なります。下表「2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安)」参照。)

### 2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安) (例)

**(例1) 年収500万円の給与所得者(独身または共働きの場合)**

61,000円の寄附をされると、2,000円を越える部分である59,000円(61,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除

**(例2) 年収700万円の給与所得者(夫婦と子ども2人の場合)**

66,000円の寄附をされると、2,000円を越える部分である64,000円(66,000円-2,000円)が所得税と住民税から控除

### 2,000円の持ち出しで済む寄附額の上限(目安)

(単位:円)

	寄附をされる方の家族構成						
	独身又は共働き※1	夫婦※2又は共働き+子1人(高校生※3)	共働き+子1人(大学生※3)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)	
寄附をされる方の給与収入	300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	-
	325万円	31,000円	23,000円	18,000円	14,000円	10,000円	3,000円
	350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
	375万円	38,000円	29,000円	25,000円	21,000円	17,000円	8,000円
	400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
	425万円	45,000円	37,000円	33,000円	29,000円	24,000円	16,000円
	450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
	475万円	56,000円	45,000円	40,000円	36,000円	32,000円	24,000円
	500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
	525万円	65,000円	56,000円	49,000円	44,000円	40,000円	31,000円
	550万円	69,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
	575万円	73,000円	64,000円	61,000円	56,000円	48,000円	39,000円
	600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
	625万円	81,000円	73,000円	70,000円	64,000円	61,000円	48,000円
	650万円	97,000円	77,000円	74,000円	68,000円	65,000円	53,000円
	675万円	102,000円	81,000円	78,000円	73,000円	70,000円	62,000円
	700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
	725万円	113,000円	104,000円	88,000円	82,000円	79,000円	71,000円
	750万円	118,000円	109,000円	106,000円	87,000円	84,000円	76,000円
	775万円	124,000円	114,000円	111,000円	105,000円	89,000円	80,000円
	800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
	825万円	135,000円	125,000円	122,000円	116,000円	112,000円	90,000円
	850万円	140,000円	131,000円	127,000円	121,000円	118,000円	108,000円
	875万円	145,000円	136,000円	132,000円	126,000円	123,000円	113,000円
	900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円
	925万円	157,000円	148,000円	144,000円	138,000円	135,000円	125,000円
	950万円	163,000円	154,000円	150,000円	144,000円	141,000円	131,000円
	975万円	170,000円	160,000円	157,000円	151,000円	147,000円	138,000円
	1000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円

(総務省ホームページを参照)

- ※1 「共働き」は、寄附をされる方本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)
- ※2 「夫婦」は、寄附をされる方の配偶者に収入がないケースを指します。(ふるさと納税を行う方本人が配偶者控除を受けている場合)
- ※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※4 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。
- ※5 掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なりますのでご注意ください。
- ※6 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。
- ※7 掲載している表はあくまで目安です。具体的な計算はお住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町にお問い合わせください。